

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 15 日

各 県 立 学 校 長 様

総 務 課 長
教 職 員 課 長

近畿 2 府 1 県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた
教職員のサービスの取扱いについて

近畿 2 府 1 県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、教職員のサービスについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取り扱いについて」令和 2 年 3 月 30 日付け教総第 1439 号、教教第 3484 号で通知したところですが、改めてご連絡いたします。

については、通知内容をご確認いただくとともに、別紙を参考に適切にご対応願います。

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 20 日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育委員会事務局
教 職 員 課 長

近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた
教職員のサービスの取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長あて送付しましたのでお知らせします。

については、各設置者において対応するようお願いいたします。

【問合せ先】

兵庫県教育委員会事務局

教職員課 人事班 担当 日外

TEL : 078-362-3751 (内線 5657)

FAX : 078-362-4284

E-mail: Ryou_Higai@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 20 日

各 教 育 事 務 所 長 様

教 職 員 課 長

近畿 2 府 1 県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた
教職員のサービスの取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長あて送付しましたのでお知らせ
します。

なお、市町組合教育委員会には、本課から直接送付していることを申し添えます。

【問合せ先】

兵庫県教育委員会事務局

教職員課 人事班 担当 日外

TEL : 078-362-3751 (内線 5657)

FAX : 078-362-4284

E-mail: Ryou_Higai@pref.hyogo.lg.jp



事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 15 日

各 県 立 学 校 長 様

総 務 課 長
教 職 員 課 長

近畿 2 府 1 県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた
教職員のサービスの取扱いについて

近畿 2 府 1 県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、教職員のサービスについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取り扱いについて」令和 2 年 3 月 30 日付け教総第 1439 号、教教第 3484 号で通知したところですが、改めてご連絡いたします。

については、通知内容をご確認いただくとともに、別紙を参考に適切にご対応願います。

新型コロナウイルス感染に関する教職員のサービスの取扱いについて

状況		サービス
感染者	本人がPCR検査等で陽性	特別休暇
濃厚接触者	本人、家族が濃厚接触者	特別休暇 (保健所からの判定を待つ期間を含む)
疑い	本人、家族に発熱等	コロナに関する診察を条件に特別休暇。 陰性であれば、年休等に切り替える。
PCR検査	本人が受検	<p>「職務専念義務免除の対象者」</p> <p>所属長が、職場での新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び来庁者への感染防止の観点から、組織運営上PCR検査を受検することが必要と認めた下記の職員</p> <p>① 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触として保健所から連絡を受けた職員</p> <p>② 新型コロナウイルス感染者と接触があり、感染が疑われる職員</p> <p>※ 単に本人の希望等によりPCR検査を受検する場合は、対象とならない。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症への緊急時限的な対応とし、その他の感染症に係る検査・予防接種等まで対象とはしない。</p>

※ 会計年度任用職員についても、同様に正規職員に準じて取り扱うこととし、出勤することが著しく困難であると認められる場合は報酬等の減額は行わないこととします。